

## 2019（平成31）年度 日本社会事業大学出願資格審査要項

日本社会事業大学へ学校教育法施行規則 150 条第 7 号により出願する者については、事前に個別の出願資格審査を受け、出願資格を認められた場合に限り出願を認めるものとする。

### 記

#### 1 申請期間及び申請書類の送付先等

本学の個別の出願資格審査により出願資格の認定を受けようとする者は、平成 30 年 8 月 17 日（金）～9 月 1 日（土）までに申請するものとする。

申請は、必ず書留郵便とし封筒の表面に「出願資格審査書類在中」と朱書すること。

〈申請先〉

日本社会事業大学学生支援部入試広報課

〒 204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30

TEL 042-496-3080 FAX 042-496-3081

#### 2 出願資格審査の対象者

出願資格審査の対象者は、学校教育法施行規則第 150 条第 7 号に該当する者で、本学に入学の意志があり平成 31 年 3 月 31 日までに満 18 歳に達している者。

#### 3 申請書類

ア 出願資格認定書交付申請書（本学所定用紙）

イ 当該学校の教育が 12 年の課程であることを証明できるもの

ウ 当該学校の教育内容等を証明できるもの

エ 卒業証明書又は卒業見込証明書

オ その他本学が必要と認める書類

#### (注) 個人情報の利用目的について

本学の出願資格審査のために申請書類として提出された、氏名・住所等の個人情報については、出願資格審査を行うために利用します。

#### 4 出願資格審査の方法及び審査期間

出願資格審査は、申請書類により行う。ただし、必要に応じて面接を行うことがある。

なお、審査は原則として平成30年9月末日までに行う。

#### 5 出願資格審査基準

申請者の当該学校の教育内容等が高等学校学習指導要領に準じているかを精査し、高等学校と同等以上であることを審査する。

- 当該学校の年間及び週当たりの授業時間数、履修する主要教科・科目及び卒業までに必要な単位数が、高等学校学習指導要領に定める標準授業時間数、すべての生徒に履修させる各教科・科目及び卒業までに習得させる単位数と同等以上であること。

#### 6 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、審査が終わり次第、申請者宛に郵送により通知する。なお、出願資格を認められた者については、「日本社会事業大学出願資格認定書」を交付する。

#### 7 日本社会事業大学入学試験の出願について

「日本社会事業大学出願資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学試験（一般入試及び大学入試センター試験利用入試・聴覚障がい者入試）に出願することができる。なお、出願の際は、「日本社会事業大学出願資格認定書（写）」を添付すること。